

公布された規則のあらまし

佐賀県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（規則第 29 号）

- 1 宅地建物取引業者営業保証金規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。